

## ⑧ 給与支払報告書

### ( 総 括 表 )



\* 9 9 \*

北秋田市長 宛 令和 年 月 日提出

北秋田市  
提出用

給与の支払期間	令和 年 月分から 月分まで					
給与支払者の個人番号又は法人番号						
フリガナ					事業種目	
給与支払者の氏名又は名称					受給者員	人
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称					特別徴収対象者	人
フリガナ					普通徴収対象者 (退職者)	人
同上の所在地					普通徴収対象者 (退職者を除く)	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名					報告人員の合計	人
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	課係	氏名 (電話)	税務署名	税務署		
関与税理士等の氏名及び電話番号					給与の支払方法及びその期日	

- 「受給者総人員」については、事業者全体（北秋田市外の受給者含む）の受給者数を記入してください。
- 「報告人員」の欄は、忘れずに記入してください。  
「報告人員の合計」は、当市に提出する給与支払報告書（個人別明細書）の枚数と一致します。
- 電子データで提出をされる（eLTAX、光ディスク）場合は、総括表の書面提出は不要です。
- 印字されている事業所の名称及び所在地等の記載に異なる箇所がございましたら、朱書き等で訂正してください。  
特別徴収事業者の場合は、あわせて『特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書』もご提出ください。

指定番号

【提出にあたってのご注意】※ 総括表提出の際は、このページを切り取ってください。

#### ○提出の対象範囲について

令和8年1月1日現在において北秋田市に居住している給与所得者（アルバイト、パート、役員等を含みます。）について、給与支払額に関わらず、ご提出ください。

令和7年中の退職者（令和7年12月31日までに退職等をし、令和8年1月1日現在において勤務していない者）への給与支払金額が30万円以下の場合は、給与支払報告書の提出義務はございませんが、公平・適正な課税の観点から可能な限り提出していただきますようご協力願います。

#### ○当市への提出対象者がいない場合について

当市へ報告する給与所得者がいない場合は、提出は不要です。

#### ○特別徴収（給与から天引き）について

地方税法第321条の4第1項の規定により、4月1日において給与所得者に給与の支払いをする事業者で、所得税の源泉徴収義務がある者を、特別徴収義務者として指定し、特別徴収により徴収（給与から天引き）することが義務付けられております。総括表や普通徴収理由書に普通徴収とする理由の記載のない場合には、特別徴収と判断させていただくことがありますのでご了承ください。

#### ○eLTAX（エルタックス）又は光ディスク等による提出について

給与支払報告書は、書面による提出のほか、eLTAX または光ディスク等による、電子データでの提出が可能です。eLTAX で提出される場合は、書面による提出は不要です。光ディスク等の場合は総括表と光ディスク等をご提出ください。

なお、令和3年1月以後提出分から、前々年における「給与所得の源泉徴収票」の税務署へ提出すべき枚数が 100枚以上であるときは、eLTAX 又は光ディスク等による提出が義務付けられています。令和9年1月以後提出分からは、提出枚数の基準が 30枚以上に引下げされます。

#### ○特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子データ受け取りについて

令和6年度以降、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、電子データでの受け取りを希望される場合、受取方法の指定をした給与支払報告書を、eLTAX で提出することが必要です。

書面・光ディスクで提出される場合、電子データでの受け取りはできません。また、通知の受け取りは書面か電子のいずれか一方のみとなり、両方を受け取ることはできません。

その他の注意点を北秋田市ホームページに掲載しております。あわせてご確認ください。

右のQRコードを読み込んでいただくか、市ホームページの検索欄に「給与支払報告書」と入力してください。

